

仕 様 書

1. 件 名 黒滝村自動体外式除細動器（A E D）賃貸借業務

2. 概 要

黒滝村の公共施設等に設置するA E Dの更新にあたり、必要な機器及び条件を満たす製品を調達する。

3. 設置台数 11台

4. 設置場所 別紙のとおり

5. 契約期間 令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（60ヶ月）

6. 契約方法 リース方式

7. 納入期限 契約日から令和7年7月31日

8. 料金方式

賃貸借料金 月額料金方式（定額）とし、以下を含むものとする。

- ①機器の搬入・設置
- ②既存機器の撤去
- ③保守、修繕等の維持管理

9. 設置機器

【日本光電工業社製 A E D 3100】

- (1) A E D、除細動パッドともに医療機器具として、医薬品医療機器等法に基づく承認を受けている機器であること
- (2) 非医療従事者に対しても使用が認められているものであり、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
- (3) J R C（日本版）ガイドライン 2020 に対応する機器であること。
- (4) 通電波形は二相波形式であること。出力エネルギーは漸増式で、2回目以降のエネルギーが増加するものであること。
- (5) 成人/小児（未就学児）どちらに対しても、除細動パッドを交換することなく使用できる共通用であること。
- (6) 成人/小児（未就学児）モードの切り替えは、本体側にある切り替えスイッチで切り替え可能であり、如何なる場合も常に電源を入れたまま切り替え可能であること。
- (7) 種々の体形や体位に対応可能な2枚に分かれた除細動パッドであること。

- (8) 除細動パッドはAED本体に接続して保存でき、且つAEDのスタンバイ（待機）時の温度条件は－5℃から50℃の範囲であること。
- (9) AEDの電源が入ると、操作方法及び心肺蘇生の手順を誘導する日本語音声ガイダンス機能を有すること。
- (10) 誤操作防止の為、操作ボタンは電気ショックボタン1つであること。
- (11) 機器本体が毎日セルフテストを実施し、不具合が生じた場合はAED本体のインジケータの表示、またはアラーム音で警告するものであること。
- (12) バッテリ残量が段階的に表示、または残量が少ない場合にインジケータの表示、もしくはアラーム音で警告するものであること。
- (13) AEDリモート監視システムは不要です。

10. 付属品及び消耗品

本体1台に付属する装置等は次のとおりとする。

- (1) バッテリ1個（待機間寿命が概ね3年以上のものとする）
- (2) 除細動電極パッド2組（本体1組、予備1組）
- (3) AED用キャリングケース1台
- (4) レスキューセット1組（セット内容：ハサミ、カミソリ、手袋、フェースシールド、不織布）
- (5) 取扱い説明書1部
- (6) AED用自立型収納スタンド1台

①設置要否、屋内用・屋外用は別紙No. 1参照。

※屋外用は以下の仕様も含める

- ・IP55以上の防水防塵性能
- ・ボックス内部温度を保てる性能を有すること（高温50℃以下、低温は不問）

【参考品：飯田電子設計株式会社

屋外型AED収納ボックス（AED500KB）】

②電源レスタイプ

③(3) AED用キャリングケースごと収納でき、扉解放時には警報アラーム等による鳴動などの機能を有すること。

④転倒等防止のため、屋外用はアンカーボルト等で固定すること。屋内用は固定不要。

11. 保守管理等

- (1) 毎日のセルフテストの結果、AED本体に異常及び故障が生じ、発注者から連絡あった場合、場合、代替器対応を含めAEDを使用できるよう迅速に対応すること。
- (2) 「10. 付属品及び消耗品」に記載した(1)及び(2)は、賃貸借期間内において各々使用期限毎に設置場所へ納入し、古いものは回収すること。また、賃貸借期間内にAEDを使用した場合には、(2)及び(4)を速やかに設置場所へ納入し、(1)について

は正常に使用できるよう必要に応じ設置場所へ納入すること。

(3) 本契約に基づき貸与するAED等について、以下のいずれかの方法で補償体制を確保すること。

① AED等を被保険物件とする動産保険を付加し、契約期間中のAED等使用（未動作時を含む）・故障・盗難・天災・破損（故意及び使用者の重過失は除く）等により機器が使用できなくなり、発注者から連絡あった場合には、保険金の範囲内で修理または同等機種への交換等を行うこと。

② 受注者独自の保証サービスとして、上記と同等の補償を提供すること。

(4) 設置機器に保守担当者の連絡先を明示すること。

(5) 本保守に要する費用は全て契約に含むものとする。

Ⅱ 2. 設置及び撤去等にかかる注意事項

(1) 受注者は、納品、設置、契約満了後の撤去等にかかる費用を負担すること。

(2) 搬入および撤去時に建物等が破損したときは、一切を受注者の負担で復旧すること。

(3) 設置完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

(4) 本件に使用するAEDの選定については、本仕様書に定めた機能を有し、現行の最新機種とすること。また、納入する機器は新品とする。

(5) 設置等時間は午前9時から午後5時までとし、事前に発注者と協議すること。

Ⅱ 3. 機器操作説明等

(1) 納入時に各設置場所の職員に対し、AED本体を展示し心肺蘇生の流れで機器の操作説明を行うこと。

(2) AED設置表示シール1枚を各施設に貼付すること。

Ⅱ 4. 既設機器の撤去

(1) 発注者がこれまで所有していた更新前の既設AED一式を撤去のうえ無償譲渡とし、別途締結する無償譲渡契約に基づいて引き取るものとする。

(2) 撤去及び引き取りに要する費用は受注者の負担とする。

(3) 撤去品は別紙No. 2参照のとおり。

Ⅱ 5. 提出物（各1部）

(1) 着手届

(2) 完了届

(3) 納品書（納品日、品名、機種、数量記載）

16. その他

- (1) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、黒滝村の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (2) 発注者の指示する書類を全て提出し、納品時は村検査員による検査を受け、その合格をもって検収とする。
- (3) 支払いは、入札明細書に記載の月額賃貸借料に100分の110を乗じて得た金額を毎月の請求に基づき口座振込にて支払う。
- (4) 契約期間満了後、発注者が引き続き同一機器の賃貸借を希望する場合は、本契約と同一条件（機種、第数、賃借料、保守内容等）にて再リース（契約更新）を行うものとし、別途の契約締結等をもってこれを定める。なお希望する場合は、発注者は契約満了日の30日前までに書面等により再リースの意思を通知するものとする。
- (5) (4) の通知がない場合、本契約は自動的に終了し、受注者は速やかに「12. 設置及び撤去等にかかる注意事項（1）」の規定に従って機器の撤去を行うこと。
- (6) 本契約に基づき貸与される機器及び付属品等については、発注者が所有する償却資産には計上せず、固定資産税（償却資産税）の賦課対象としないものとする。なお、何らかの理由で固定資産税が賦課された場合は、すべて受注者の負担とする。
- (7) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、発注者と協議を行うこと。

別紙No. Ⅰ 設置場所等一覧

	施設名	住所	スタンド 設置要否	屋内・外
1	黒滝村役場正面玄関内	黒滝村大字寺戸 77 番地	要	屋内用
2	黒滝こども園職員室内	黒滝村大字寺戸 421 番地の 1	否	—
3	黒滝小学校職員室内	黒滝村大字寺戸 41 番地	否	—
4	黒滝村国民健康保険診療所	黒滝村大字寺戸 182 番地の 1	否	—
5	黒滝森物語村交流館正面玄関内	黒滝村大字栗飯谷 1 番地	要	屋内用
6	道の駅 吉野路黒滝	黒滝村大字長瀬 22 番地	要	屋内用
7	黒滝村デイサービスセンター	黒滝村大字寺戸 187 番地の 2	否	—
8	わかすぎふれあいセンター	黒滝村大字堂原 157 番地	否	—
9	こもればいホール	黒滝村大字寺戸 397 番地の 1	否	—
10	きららの森・赤岩	黒滝村大字中戸 526 番地	要	屋外用
11	黒滝村農林トレーニングセンター	黒滝村大字寺戸 47 番地の 1	要	屋外用

別紙No. 2 既設機器の撤去

	設置施設名	住所	設置機器	スタンド 設置有無
1	わかすぎふれあいセンター	黒滝村大字堂原 157 番地	AED-2100	無
2	こもれびホール	黒滝村大字寺戸 397 番地の1	AED-3100	無